

令和8年2月2日

那覇市道路照明灯緊急修繕工事業者の募集について

那覇市長 知念 寛



令和8・9年度那覇市道路照明灯緊急修繕工事業者を、次のとおり募集します。

- 1 緊急修繕工事の内容
照明灯支柱の撤去及び設置、引き込み線及び分電盤内の修繕等
- 2 対象業種及び登録条件等
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。
 - (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準じるものとして公共工事からの排除の要望があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当であると市長が認めるものに該当しない者であること。
 - (4) 道路照明灯の施設修繕は、3年以上の電気工事経験者を有し現場で指揮を執れること。
 - (5) 本市法制契約課に登録された那覇市内に本社を置く工事格付A・B・Cの電気工事業者であること。
 - (6) 24時間中、緊急時に対応が可能な業者であること。
 - (7) 高所作業車を所有していること。
- 3 登録業者数
4社（申請者多数の場合は公開抽選により選定）
- 4 申請書類等の配布期間
 - ・令和8年2月2日（月）～2月27日（金）
 - ・午前8時30分～午後5時15分まで（ただし土、日曜日、祝祭日を除く。）
- 5 受付期間及び受付時間
 - ・令和8年2月16日（月）～2月27日（金）
 - ・午前8時30分～午後5時15分まで（ただし土、日曜日、祝祭日を除く。）
- 6 申請書類の配布及び受付場所
都市みらい部 道路管理課（那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所7階）
※申請書は持参または郵送（消印有効）にて受付します。
（電子メールまたはFAXによる受付はいたしません。）
- 7 問い合わせ先 都市みらい部 道路管理課 担当：真鍋 電話番号（直通）951-3237